

投稿論文 応募規定

第16版 2022/05/17

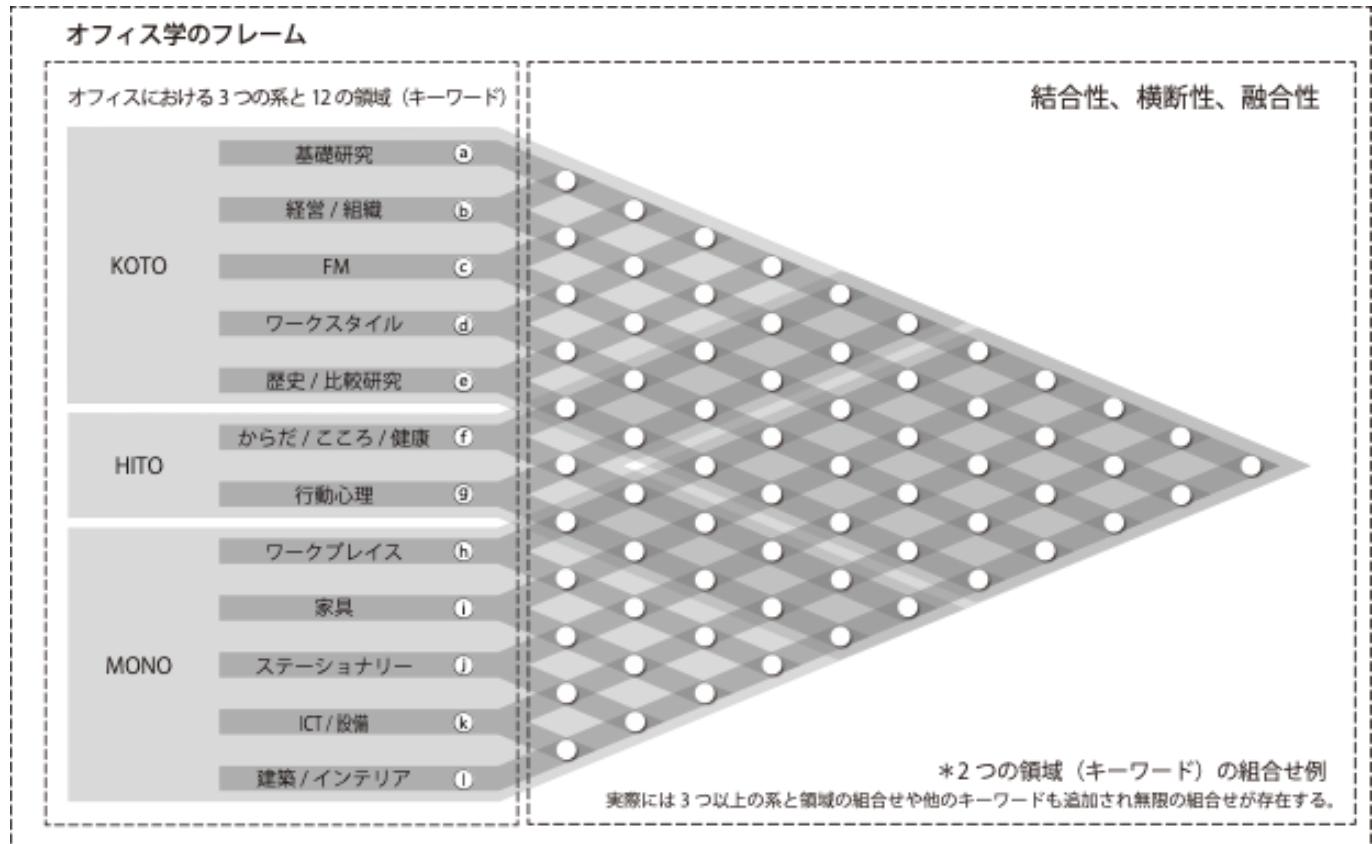


図1 オフィスにおける「KOTO」「HITO」「MONO」の3つの系と12の領域（キーワード）で構成されたフレーム図

1. はじめに

本規定は、日本オフィス学会誌（以下 学会誌）に、投稿する「学術論文（研究論文）」「報告（デザイン・技術報告）」（以下 総じて説明するときは「投稿論文」と言う）を投稿する際の条件、手続きなどを記したものである。

学会誌に投稿できる論文の区分、種別、名称は以下の通りである。

なお、投稿・掲載・呼称する場合は、いずれも「名称」を用いて運用される。

区分	種別	名称
A	学術論文	研究論文：実証系研究
B	学術論文	研究論文：総説・調査研究
C	報告	デザイン・技術報告

区分Aは、「学術論文」であり「研究論文：実証系研究」を対象とする。

新しい知見を与える実測・実験等をベースとした研究で、再現性があり、未発表のもので、主に問題提起と、そ

の問題解決のための仮説、そしてその証明といった実証研究を対象とする。

区分Bは、「学術論文」であり「研究論文：総説・調査研究」を対象とする。

新しい知見を与える理論的な研究で、未発表のもので、オフィスに関わる最新のトレンドや歴史、文献研究、アンケート調査等、横断的、学際的、文理融合的で総合的な調査研究を対象とする。

区分Cは、「報告」であり「デザイン・技術報告」を対象とする。

オフィスに関わる、環境、家具、文具、装置等のデザインやそのデザイン・コンセプト、新しく開発された技術等を紹介・報告する。

2. 投稿論文の内容

投稿論文が論ずる問題は、オフィスに関連するものであれば特に制限を設けない。ただし、日本オフィス学会（以下 学会）が標榜する「オフィス学」の構築に寄与するもの

が望ましく、その内容も学会がしめす「オフィス学のフレーム」(以下 フレーム) (図1) のキーワードに即したもののが望ましい。

3. 投稿論文の条件

投稿論文は未発表のものに限る。但し下記の(1)~(5)については、未発表とみなす。

- (1) 日本オフィス学会大会で発表したもの。
- (2) 他学会大会、シンポジウム、研究発表会、国際会議等で梗概または資料として発表したもの。
- (3) 大学の紀要、研究機関の研究所、企業の社内報等、組織内で発表したもの。
- (4) 国、自治体、業界、団体からの委託研究の成果報告書。
- (5) デザイン、製品、技術開発等に関しては、展示会、カタログ等で発表されたもの。

4. 執筆者

投稿論文の執筆者は学会会員とする。

ここでいう会員とは、個人会員および法人会員の組織体に所属する者を指す。

執筆者が複数の場合、会員が1名以上、ただし当該会員が執筆の中心人物を条件とする。

5. 原稿の作成

(1) 執筆要領に基づく作成

執筆者は別途定める執筆要領に基づき投稿論文を作成する。執筆要領と異なる形式の投稿論文については修正を要請、場合によっては掲載を拒否することがある。

(2) 電子媒体の経由

投稿論文は電子媒体を経由して授受を行う。その方法は執筆要領に記す。

(3) 論文種別の明記

投稿論文は「研究論文：実証系研究」「研究論文：総説・調査研究」「デザイン・技術報告」、いずれかの「名称」を投稿論文に明記する。

査読は、この提出された「名称」を基に種別を判断する。

(4) 投稿論文の頁数と超過掲載料

投稿論文は、8頁以内を基準とする。ただし、10頁までは掲載を認めるが、超過した頁数に対し1頁2万円の超過掲載料を徴収する。10頁を越える投稿論文は受理しない。

(5) 投稿論文の出版形態

投稿論文はA4版、グレートーンで出版される。

(6) 投稿の奨励

研究成果のある会員に対し、学会誌委員会(以下 委員会)が論文の投稿を促すことがある。

6. 投稿論文の受付から掲載まで(図2参照)

投稿論文の受付から掲載までのプロセスは以下のとおり。

(1) 投稿の受付と締切日の設定

投稿論文は常時受け付ける。ただし、学会誌の発刊にあわせ、年2回、以下の締切日を設ける。

6月10日

12月10日

(2) 投稿論文の形式チェック

投稿論文は受付時に形式チェックが行われる。

形式チェックは委員会によって行われ以下の項目が点検される。

① 執筆要領通りに作られているか。

② 学会の品位を著しく損なう怖れがないか。

③ 投稿論文内容とオフィスとの関連が明確か。

上記①~③のいずれかに抵触したと判断した場合、掲載を拒否する場合がある。

(3) 受理年月日

受理された論文は到着年月日を論文受理年月日とする。

(4) 査読による判断

受理された投稿論文については査読により掲載の是非を判断する。

なお、「研究論文」は査読論文として扱われ、「報告」は形式的な査読にとどめられ、査読論文として扱われない。

(5) 査読者

査読者は委員会が会員内から選定する。ただし委員会の判断で会員外からの選定も妨げない。

(6) 査読結果の判定

「研究論文」の査読者は当該投稿論文について次の判定を行う。「報告」はこれに準ずる。

① 採用

投稿論文がそのまま学会誌に掲載される。

② 修正意見つき採用

採用されるが、執筆者は、査読所見の修正意見を参考に投稿論文を修正し、定められた期日までに提出する。

③ 再査読

執筆者は、査読所見などを参考に投稿論文を修正し、定められた期日までに再提出する。再提出された修正論文は再度査読される。

④ 不採用

学会誌に掲載されない。

⑤ その他(不採用に準ずる)

種別変更による再提出、別の活用等が考えられる(別途協議)。

(7) 採用決定日

委員会が採用と決定した日を採用決定日とする。

(8) 論文再提出

査読結果の判定が、「修正意見つき採用」「再査読」となった投稿論文については査読者から問題点が指摘される。執筆者は、示された修正期間に問題点を修正し再提出する。再提出された投稿論文は改めて査読を受け、「採用」まで査読が繰り返される。論文提出後、最初の査読を「第1査読」、以下「第2査読」「第3査読」と呼ぶ。

(9) 査読の体制

査読は1つの投稿論文に2人の査読者（査読者甲・査読者乙）が当る。2人の判定結果によっては、3人目の査読者を選定し判定する（査読者丙）。同様に4人目の査読者を選定することもある（査読者丁）。

(10) 査読回数

査読回数は、査読者甲・乙・丙は第3査読まで、査読者丁は第2査読までとし、委員会が指定した最終査読期日までに「採用」または「修正意見付き採用」の判定が出ない投稿論文は当該学会誌への掲載は見送られる。

また、最終査読まで至った場合、最終査読において実質「採用」の判定が採用論文の条件となる（「修正意見つき採用」では見送られることがある）（図2）。

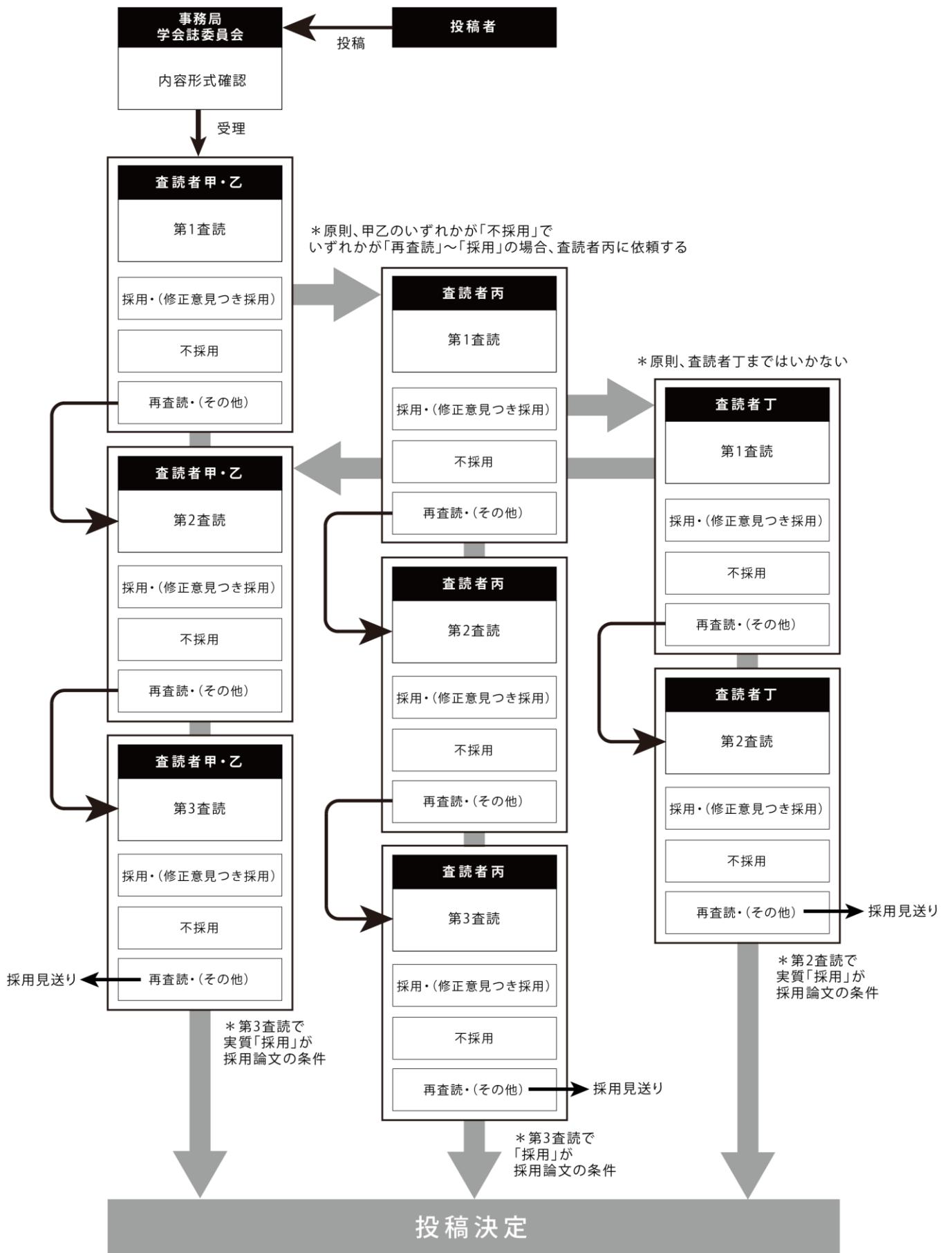


図2 投稿論文査読プロセス

7. 審査項目と審査基準

「研究論文：実証系研究」「研究論文：総説・調査研究」は研究成果を記述した学術論文であり、「デザイン・技術報告」は、報告である。

以下に、それぞれの審査項目と審査のポイントについて記す。

(1) 共通の審査項目

① 独自性・新規性

投稿論文はいずれも、独自性、新規性が求められる。

② 論旨・根拠の妥当性・明快性

論拠、論旨、研究手法、資料等が明快で説得性があること。

③ 体系化の適切性

既存の関連研究に対する位置付けが明らかになっていること。

④ 用語の適切さ

用語の使われ方が妥当で正確に使われ、新しい概念や用語について定義が十分になされていること。

⑤ 捏造の禁止

投稿論文に記された情報に捏造があつてはならない。捏造とは故意に自己または他者のデータを改竄することをいう。

⑥ 訹謗および根拠なき批判の禁止

既往論文などに対し、学術的根拠をもつて批判することは許されるが、誹謗はもちろん根拠不明のまま批判することは許されない。

⑦ 商業的意図などの排除

特定の団体、施設、製品などの宣伝など、明らかに商業的意図、あるいは政治的、宗教的意図があると判断される投稿論文は不適切である。特に「デザイン・報告」の場合、十分配慮すること。

(2) 「研究論文：実証系研究」の審査項目

① 論旨の明快性

研究の動機付け、背景、目的、目的を実現するための仮説が的確に立てられ、それを証明するための実験方法が明確に記述されていること。

② 再現性があること

実験の結果に再現性があり、同じ分野に従事・研究する者が、その研究を再現、検証・評価し得ることが十分に可能なこと。

(3) 「研究論文：総説・調査研究」の審査項目

① 論旨の明快性

研究の動機付け、背景、目的が明快であり、既往研究、先行事例等が的確に引用され、その解釈に客観性があること。

② 信頼性があること

調査研究、アンケート等の結果に信頼性があり、同じ分野に従事・研究する者が、その研究成果を評価し得ることが十分に可能なこと。

③ 総合化の適切性

複数の既往研究、先行事例等の組合せにより、顕著な効果が得られたと客観的に評価できること。

(4) 「デザイン・技術報告」の審査項目

*ただし、内容には踏み込まず、以下のポイントの有無の確認にとどまる。

① 論旨の明快性

報告するデザイン事例や技術、製品に関する、その背景、達成する目的が明快であり、その目的を解決するためのコンセプトや方法が論理的に記述されていること。

② 結果の的確性

目的を解決するために実現したデザイン、技術、製品の結果が的確にそのコンセプト等を実現していると客観的に判断できること。

③ 先進性・有用性

デザインや製品、技術の向上に貢献している、あるいは実用上、価値のある有用な情報を提供していること。

8. 連続する応募の取り扱い

(1) 連続した投稿論文を応募する場合、各編がそれぞれ完結したものとする。この場合の表題は、主題を適切に表したものとし、連続編であることを示す全体の主題をサブタイトルに記す。

(2) 連続した数編を応募する場合、原則として、異なる号の学会誌での掲載を前提とする。

9. 別刷りについて

執筆者が希望すれば掲載した論文の別刷りを提供する。但し製作実費は執筆者による。

10. 著作権

(1) 執筆者は、掲載原稿の著作権の使用を学会に委託する。ただし、学会は、第三者から文献等の複製・引用・転載に関する許諾の要請がある場合は、執筆者に連絡し許諾の確認を行う。

(2) 執筆者が自分の投稿論文を、自らの用途のために使用することについての制限はない。

(3) 編集出版権は、学会に帰属する。

以上

2008/12/24 初 版
2009/05/12 第 2 版
2009/10/08 第 3 版
2010/03/12 第 4 版
2010/09/03 第 5 版
2012/10/02 第 6 版
2013/03/26 第 7 版
2018/04/10 第 8 版
2019/09/25 第 9 版
2021/10/05 第 10 版
2022/05/17 第 16 版